

第1部 基本構想

第1編 総論

第1章 計画策定の趣旨

本町では、平成10年3月に第4次となる「利尻富士町まちづくり総合計画」を策定し、「利尻富士町の夢をかたちに」をテーマに、総合的かつ計画的に各種施策を展開し、まちづくりを進めてきました。

しかし、この間にもわが国を取り巻く社会経済情勢は、国・地方を通じた厳しい財政状況をはじめ、合併による市町村の再編、少子・高齢化社会、地球規模での環境問題、高度情報化の進展、多様化する住民*ニーズなど時代の大きな転換期を迎えています。また、地方自治においても、住民と行政がそれぞれの役割や責任を分担し、互いに協力する*協働のまちづくりや、*地方分権をはじめ行財政改革への対応など、自らの責任と自らの行動による自立した行政経営の視点に立ったまちづくりが求められています。

このような状況の中、「利尻富士町まちづくり総合計画」の目標年次を迎えたのを機に、新たな時代の流れや、求められる地方自治の姿を踏まえ、21世紀初頭を展望した利尻富士町のめざす姿（将来像）を実現するため、第4次に続き「利尻富士町新まちづくり総合計画」を策定します。

第2章 計画の骨子

1 計画の性格と位置付け

この計画は、利尻富士町が将来に向かって進むべき目標を定め、その実現に必要な主要施策を示しており、まちづくりを進めるうえで最も上位に位置づけられる計画であり、行政運営や住民活動などあらゆる分野での総合的・計画的な指針としての性格を持つものです。

2 計画策定の視点

地方分権時代の本格的な到来を迎え、国と地方の関係が見直される中、国は合併による市町村の再編をはじめ、三位一体の改革（国庫補助負担金の改革、地方への税源移譲、地方交付税の見直しを同時に改革する）等の地方分権改革を推進しています。

本町においては、三位一体の改革などの影響による危機的な財政状況を克服するための取り組みとして、「利尻富士町行財政集中改革プラン」を策定し、行財政改革を推進しているところです。

このような状況の中、今後のまちづくりの総合的かつ長期的な指針となる「利尻富士町新まちづくり総合計画」の持つ意味は非常に重要なものとなることから、より効果のある計画策定が行われるよう、次の視点を踏まえて計画の策定に取り組みました。

視点1 町民や職員の参画・啓発効果の高い計画づくり

視点2 尊重される実効性の高い計画づくり

視点3 地方分権や行財政改革の取り組みを考慮した計画づくり

視点4 他の個別計画との整合性ある計画づくり

視点5 わかりやすく、親しみのもてる計画づくり

3 計画の名称

この計画の名称は、「利尻富士町新まちづくり総合計画」とします。

4 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

基本構想・基本計画・実施計画の3部構成とします。

基本構想

まちづくりの基本理念を示すとともに、将来ビジョンに向けた基本目標及び重点施策を示します。

基本計画

基本構想の将来ビジョンの達成に向け、町の現況と課題を明確にし、目標年度までに推進すべき各種施策を示します。

実施計画

基本計画に掲げた施策を実現するための具体的な事業計画を定めます。

(2) 計画期間

計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

また、実施にあたっては諸情勢の変化や進捗状況を点検し3年ごとのローリングによる見直しを行うなど弾力的な実施を図ります。

5 計画の推進管理

この計画を着実に進めるためには、町民が主役となった取組みを大切に、町民の皆さんと行政がともに考え、ともに行動する協働の取組みが不可欠です。

このため、この計画が多くの人に認知され、まちづくりの指針として尊重されるために広報活動を通じて町民や各種団体、関係機関への普及の徹底を図るとともに、進捗状況の把握・周知や未達成施策の分析を行うなど、計画の進行管理に努めます。また、社会経済情勢や住民ニーズ等の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、必要に応じて見直しができるものとします。

第3章 計画策定の背景

1 時代の潮流

(1) 少子高齢化の急速な進行

日本の総人口が減少局面を迎えており、保険、年金などの社会保障制度や地域社会の構造にも大きな影響を及ぼします。特に、中山間地や離島では過疎化・高齢化の進行で限界集落（65歳以上の高齢者が50%以上の集落）が急速に増えています。

また、子どもたちを取り巻く社会環境は厳しさを増しています。安心して子どもたちを産み育てることができ、高齢者や障がい者がいきいきと過ごせるまちの実現と、誰もが、年齢や暮らし方に応じて、充実した人生を安心して過ごすことのできる社会を築いていくことが求められています。

(2) 環境への意識と関心の高まり

大量生産・大量消費・大量廃棄やモータリゼーションの進展などにより、地球規模で温暖化防止対策の様々な取り組みが行われています。自然環境を良好な形で次の世代へ引き継ぐことが、私たちの重要な使命です。

町民一人ひとりが日常生活から環境負荷の軽減に努めると同時に、環境にやさしい事業活動や行政運営に転換し、ともに循環型社会を形成する努力が求められています。

(3) 地方分権・協働のまちづくり時代の到来

地域の特徴を生かした自主的かつ総合的なまちづくりを進め、多様性を持ち個性的な町の実現が問われる時代を迎えています。行財政改革を進め、住民とともに歩む行政運営に努めなければならないとともに、積極的に情報の提供を行いながらまちづくりを進める必要があります。

さらに、行政と自治会やボランティア団体などが連携をとり、協働のまちづくりを進めることにより、地域主権の流れをつくり、活力ある社会を形成することが求められています。

(4) 高度情報化社会の進展

科学技術の発展によって大きく社会が変化し、中でも、情報の伝達や共有手法の高度化、簡素化などの情報技術の進展は、一人ひとりの暮らしにまで浸透し、個人のライフスタイルを大きく変化させています。

一方、急激な情報化の中で、その情報の取得が困難な方々に対する対応や個人情報の漏えいなど新たな問題も表面化しています。個人情報保護対策を徹底するとともに、様々なメディアの活用や広報手段の工夫、情報教育など、情報格差が生じないように努めなければなりません。そのため、価値ある情報を誰もが簡単・自由に利用でき、自ら情報を発信でき、多くの人と自由に交流することができる高度情報化社会を実現することが求められています。

(5) 低成長経済と価値観の多様化

これまでの高度成長に支えられた社会から、低成長経済社会へと構造的な変化が生じている中で、高齢化の進行や余暇時間の増大により人々の価値観は、経済的

な豊かさよりも、家族や自然・地域とのふれあいなど「心の豊かさ」を重視する傾向が強くなっており、様々なライフスタイルやワークスタイルが現れてきています。それに応じて、住民のニーズも多様化・複雑化してきており、新しい視点によるまちづくりが求められています。

(6) 安全・安心意識の高まり

町民がいきいきと暮らすための基盤は、安全で安心なまちであることです。特に、地震や水害などの自然災害や犯罪、交通事故、電気・上下水道・ガスなどのライフライン対策について、町民の暮らしにかかわる安全・安心をどう確保するのが課題です。

そのため、日本各地での地震や水害などの教訓を生かした防災対策や交通安全対策、防犯対策、ライフラインの強化など安全・安心なまちづくりを進め、お互いに支えあう地域社会を築くことが求められています。

2 利尻富士町の概要

(1) 自然的条件

本町は、秀峰利尻山（1,721m）を中心にして西部は利尻町と接し、東は利尻水道をはさんで稚内市と相對し、北西は礼文島と10kmの海をへだてて指呼の間にあります。

面積は105.69k㎡で利尻島の59%を占め、広ぼうは東西11.512km、南北18.110km、海岸線の延長は40kmです。

気象は沿岸一帯を流れる対馬暖流によって受ける影響が極めて大きく、温暖で四季を通じての最高気温は29度、最低でも零下15度以下になることは極めてまれで、夏は涼しく冬は積雪も少なく恵まれてはいますが、季節風が他地域にみられないほど強く、典型的な北方離島特有の自然条件下にあります。

(2) 歴史的条件

本町は、平成12年に開町120年を経過した歴史ある町であります。明治9年、鷺泊・本泊・沓形・鬼脇・石崎・仙法志の6ヵ村を統轄して宗谷に区務所が置かれ、鷺泊に戸長事務取扱所を置いたのが利尻島自治行政の始まりであります。明治13年にはじめて鷺泊に利尻郡各村戸長役場が設けられ（本町はこの時を開町と定めています）、このころから鯨・昆布を中心とした漁業が盛んとなり、ますます発展を続けました。大正12年に秀麗な山容を誇る利尻富士が、小樽新聞社主催の北海道三景の1位に選ばれてから、利尻島は水産と観光の島としてようやく脚光を浴び、昭和25年には利尻・礼文道立自然公園として指定され、このころから観光客が増え始めました。昭和31年に鷺泊村と鬼脇村が合併し東利尻村が誕生しましたが、この年から鯨漁業が皆無状態となり沖合漁業への転換が行われるようになりました。昭和34年に町制が施行され、37年には利尻空港が開設、こえて40年7月に利尻・礼文国定公園に指定されてから、夢の浮島、日本最北端の離島観光地として全国の注目を浴び、観光客も急激に増加をみるようになりました。昭和45年に島民待望のカーフェリーが利尻・稚内間に就航し、また、昭和49年には利尻・礼文・サロベツが国内で27番目の国立公園に指定されました。

明治 13 年の開町以来、昭和 55 年には 100 年を迎え、平成 2 年 9 月の開町 110 年をきっかけに、それまでの「東利尻町」から、町の知名度向上による活性化と、親しみと誇りのもてる町への発展を図るため、利尻島のシンボルである名峰利尻富士の名称を冠した「利尻富士町」に町名を変更し現在に至っています。

また、昭和 48 年東利尻町総合振興計画、昭和 54 年東利尻町新総合振興計画、昭和 63 年東利尻町発展計画、引き続き平成 10 年度から 19 年度までの利尻富士町まちづくり総合計画を策定し、利尻富士町発展のため活力と魅力ある町づくりに取り組んできました。

(3) 人口の動向

本町の人口は、国勢調査によると昭和 30 年の 11,234 人をピークに減少傾向をたどり平成 17 年には 3,239 人となり、その減少率は 71.2%となっています。最近の推移については、平成 7 年の 4,398 人から平成 12 年 3,536 人となり 862 人が減少し、減少率は 19.6%、平成 17 年では 297 人減少し、減少率は 8.4%となっており、その減少の激しさが顕著に現れています。

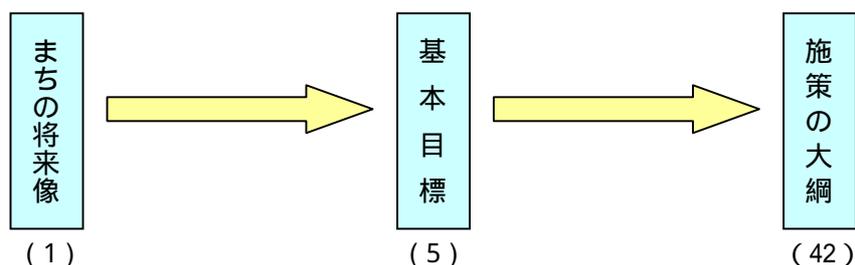
人口構成別では、若年層の減少が続くなかで 65 歳以上の高齢者については、総人口の 33.4%を占め、高齢化が著しく進行しているのがうかがわれます。

(4) 産業構造の動向

本町の産業構造は、昭和 30 年頃までの鯨漁業の繁栄によって第 1 次産業就業者数が増加を続けましたが、その後の鯨漁の不振とともに人口の減少が顕著に現れ、主産業である漁業の就業者数が減り続け、昭和 35 年の国勢調査で 70.5%であった第 1 次産業の構成比も平成 17 年には 32.1%となり、産業構造は大きく変化しています。第 2 次産業は建設業・製造業が中心となっており、構成比では平成 17 年で 19.7%と徐々に減少傾向にあります。本町の産業構造がもっとも変化しているのが、サービス・小売業の第 3 次産業で昭和 35 年の 21.3%に対して、平成 17 年には 48.2%と大きな伸びを示しています。この 3 次産業の変化の要因は、観光産業にかかわる宿泊施設の増加や観光関連小売業の増加と見られ、いまでは水産業とともに主要な産業となっています。

第2編 基本構想

第1章 基本構想の体系



第2章 利尻富士町の未来像

本町は、恵まれた自然と調和した優しく快適な生活環境づくりと人と文化の育成、誰もが安心して暮らせる地域社会の構築と躍動感に満ちた産業の振興を基本理念とし、未来に向かって夢と希望がもてるまちづくりに取り組んできましたが、現在、地球規模での環境問題や資源・エネルギー問題、全国的な少子高齢社会の進行など、多くの問題が深刻さを増しています。この直面する課題や危機を克服し、今後においてもこれまでの基本理念を継承しながら、住民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感して元気に暮らせる安心で快適なまちをめざし、住民と行政が共に協力し行動する「協働のまちづくり」を進めていきます。

このため、利尻富士町の目指す未来像を次のとおり定めます。

将 来 像
「ふるさとの元気と輝きをもとめて」

第3章 施策の展開

1 基本目標

まちな未来像を実現するために、次の基本目標を設定し、緊密な連携を図りながら、積極的に施策の推進を図ります。

- 1 豊かな自然と共生し活力ある産業を育てるまち（分野 自然・産業）
- 2 温もりと思いやりのある保健福祉のまち（分野 保健・福祉）
- 3 安全で安心して暮らせる快適な生活環境のまち（分野 生活基盤・環境・安全）
- 4 明日をになう心豊かな人づくりと文化を育むまち（分野 教育）
- 5 住民参加と協働による健全な行政運営のまち（分野 協働・行財政）

2 将来人口

日本の総人口は第2次世界大戦期を除き増加を続けてきましたが、出生数の減少や、高齢化に伴う死亡者の増加で、2007年から人口は減少していくことが国立社会保障・人口問題研究所の試算で明らかにされています。

本町の人口は、過去10年間の国勢調査で平成7年の4,398人から平成12年では3,536人になり、平成17年では3,239人で、26.4%の減少となっています。

人口構成別での推移では、若年者人口が減少し高齢者人口が増加しており、高齢化率は、平成7年23.3%、平成12年30.6%、平成17年33.4%で、少子高齢化の進行が顕著に現れています。

都市への人口集中と地方の過疎化が進むなか、本町も例外ではなく、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計システムで推計すると、今後も減少傾向が続くものと予想され、平成22年2,920人、平成27年2,594人と推計されます。しかし、人口の減少が鈍化傾向にあることや、本総合計画の各施策を推進し、人口減少に歯止めをかける取り組みを進めることにより、目標年度である平成29年度の人口を2,600人と想定します。

人口推計の考え方と推計値

1 推計方法	・国立社会保障・人口問題研究所の推計方式（コーホート変化率を使用した小地域簡易将来人口推計方式）
2 推計期間	・平成17年以降5年ごと
3 基準人口	・平成12年と平成17年の国勢調査人口
4 設定内容	・コーホート変化率を将来も一定として計算 ・合計特殊出生率を1.41人で固定（人口動態統計）
5 推計人口	・平成27年 2,594人

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、その集団ごとに一定期間（この予測では5年間）の人口の変化率が将来も大きく変化することはないものと仮定して、将来人口を推計する方法である。

総人口及び人口構成別推移

年 度	総人口 (人)	若年者人口 (0～14歳)	割合 (%)	生産年齢 人口 (15～64歳)	割合 (%)	高齢者人口 (65歳以上)	割合 (%)
平成12年	3,536	420	11.9	2,035	57.5	1,081	30.6
平成17年	3,239	353	10.9	1,803	55.7	1,083	33.4
平成22年	2,920	292	10.0	1,591	54.5	1,037	35.5
平成27年	2,594	246	9.5	1,398	53.9	950	36.6

平成22年、27年は推計値

(国勢調査人口)

3 土地利用の基本方針

土地は町民にとって限られた資源であり、現在及び将来にわたって適正かつ計画的な利用を推進する必要があります。また、土地の利用にあたっては、地域性を考慮しながら、自然的、社会的及び経済的条件はもとより、文化的諸条件に対応した適正な土地利用を図っていく必要があります。

このようなことから、土地利用の現況や動向などを的確に把握するとともに、豊か

な自然環境の保全、住み良い生活環境の確保、魅力と活力ある産業の振興など、調和のとれた総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

4 重点的なプロジェクト

本構想で定めた将来像である「ふるさとの元気と輝きをもとめて」を実現するため、特に重点的に推進すべきプロジェクトを以下のとおり定めます。

自然と共生できるまち推進プロジェクト

豊かで美しい自然やすばらしい景観の保全に努めるとともに、地球環境の保全をめざし、循環型社会の形成を推進します。

健康で人にやさしいまち推進プロジェクト

保健・医療・福祉の連携のもとに、子どもたちが健やかに育ち、すべての町民が健康に生活でき安心して暮らせるまちづくりを推進します。

魅力と活力のある産業振興プロジェクト

漁業経営の安定と生産力の向上を図るため、増養殖事業の推進や生産基盤整備を推進するとともに、観光資源・施設の充実を図り、情報の提供や質の高い受け入れ態勢の向上に努め魅力ある観光地づくりを推進します。

未来を築く人材育成推進プロジェクト

町民と行政が互いの協力と連携がとれる環境整備を図るとともに、町民参画のまちづくりに向けた人づくりと、次代を担う人間性豊かな子どもたちを育てます。

魅力ある市街地活性化推進プロジェクト

鷺泊市街地整備計画マスタープランに基づき鷺泊市街地の活性化を推進するとともに、鬼脇市街地の公共施設整備を推進します。

5 施策の大綱

(1) 豊かな自然と共生し活力ある産業を育てるまち（分野 自然・産業）

自然環境・景観の保全

利尻礼文サロベツ国立公園であることを再認識し、住民の環境保護思想の普及啓発に努めるとともに、地域の特性に応じた山・川・海・水などの環境保全対策、周囲の自然と調和した緑豊かな町並み景観づくりと海岸林などの身近な森林の保全に努めます。

漁業

経営の合理化や近代化により安定した経営基盤の確立を図り、生産性の高い漁場開発・増養殖事業の推進、漁業後継者の育成、漁業就業者の受入れ支援、生産物の高度利用対策などに取り組み、漁家経営の安定化を図ります。

漁港・船揚場

漁業生産基盤である漁港や船揚場の機能的な整備と、適正な維持管理に努めます。

観光

自然環境や景観の保全に配慮しながら、観光施設の整備・維持管理に努め、積極的な観光情報の発信や誘致活動を推進します。また、観光客の心に残る接遇など受け入れ態勢の向上に努め、観光振興を図ります。

漁業と観光の連携

地域の特性を生かした観光産業との連携による生産物の付加価値化に取り組み生産・販売・交流事業を推進し、漁家経営の安定化と観光振興を図ります。

商業

魅力ある商店街をめざし中心市街地活性化事業（鷺泊地区）を推進し、地元住民や観光客消費を吸収できる市街地形成に取り組むとともに、商工会等の関連団体と連携して既存事業所の経営基盤の強化を図り、商業の活性化に努めます。

農業・林業

国・道の実施する育林事業と連携し、水源涵養機能や二酸化炭素吸収による地球温暖化防止をはじめとする森林の持つ公益機能の維持増進のための森林整備を推進します。また、緑化思想の高揚・森林愛護の啓発を図り人と森林が共生する緑豊かな地域づくりを推進します。

農業については、健康づくりや余暇活動の一環として家庭菜園づくりを奨励し食の安全・安心意識の高揚を図ります。

雇用・労働

若者や高齢者の雇用機会の創出を図るため、既存産業の振興や新分野進出の育成・支援などに努めます。

(2) 温もりと思いやりのある保健福祉のまち（分野 保健・福祉）

保健・医療

心身ともに健康で健やかに暮らし続けることは住民の願いであり、豊かな人生を歩む上で最も大切なことです。「利尻富士町健康づくり計画21」に基づき、自分の健康は自分でつくるを目標に、住民一人ひとりの健康づくりの意識の高揚を図り、住民の自主的な健康づくりを支援するため、保健師による予防を中心とした疾病予防事業の推進に努め、温泉プールを活用した水中運動など各種健康教育や健康相談を実施し、きめ細やかな保健事業の展開を図ります。

また、住民の医療需要に応えるため鷺泊診療所の充実を図るとともに、国保中央病院や道立鬼脇診療所など島内の医療体制の継続・連携に努め、住民が将来とも安心して適切な医療サービスが受けられるよう取り組みます。

地域福祉

多様化する福祉ニーズに対応していくため、社会福祉協議会やボランティア団体・関係行政機関との連携を図り、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる、地域で支えあう福祉のまちづくりの推進に努めます。

また、ひとり親家庭や低所得者世帯については、各種福祉制度を通じて適切な支援に努めるとともに、関係機関と連携し生活支援相談体制を充実するなど、自立に向けた支援に努めます。

高齢者福祉

永年、社会の発展に寄与してきた高齢者が、心身ともに健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、高齢者の社会参加や交流ができる環境づくりを推進します。また、要介護状態になっても安心して暮らせるよう、介護保険制度などとの整合性を図りながら、ライフスタイルに応じたサービスの提供をめざします。

障がい者福祉

障害者自立支援法に基づき、障がい者のライフステージに応じた生活ができるよう関係機関と連携を図り、日常生活上の相談支援や地域生活支援事業を推進し、障がい者の福祉の向上と社会参加しやすい環境づくりをめざします。

児童福祉

次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育ち、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりをめざして、保育事業の充実や学童保育事業などを積極的に推進します。

少子化対策

結婚や出産の奨励、若者の就労の場の確保対策を推進し、子育て家庭の育児不安や悩み相談に対する支援体制の強化に努めます。

保険・年金

国民健康保険・介護保険については、医療・介護保険制度に関する今後の国の動向を注視しながら、保険税の収納率の向上や健全な保険運用に努めるとともに、医療費の削減をめざし住民の健康増進活動を積極的に推進します。また、後期高齢者医療制度が平成20年4月からスタートすることから、その普及の促進と円滑な運営に努めます。

年金制度は、住民にとって大きな関心事であり、老後の生活不安を払拭するためにも、年金相談支援体制の充実を図ります。

(3) 安全で安心して暮らせる快適な生活環境のまち（分野 生活基盤・環境・安全）

土地利用

土地は住民生活や生産活動の基盤であり、将来を見据えた長期的な視点に立ち有効的な秩序ある計画性のある利用を図ります。

道路・除雪

関係機関と連携し道路景観にも十分配慮して、道道・町道の安全な道づくりに努めます。また、冬季交通の安全確保を図るための総合的な除排雪対策を推進します。

住宅・宅地

住環境対策として^{*}公営住宅ストック総合活用計画に基づき、町並み景観にも配慮した住宅政策を推進します。

市街地整備

鷺泊市街地整備計画^{*}マスタープランによる中心市街地活性化事業を推進するとともに、鬼脇市街地の公共施設整備を推進し、活力ある地域づくりのための計画的な整備に取り組みます。

空港

利尻空港は本土と離島を結ぶ唯一の公共高速交通機関であり、島民の利用促進・漁業観光と連携した利用対策を図り、搭乗率向上のためのPRを推進し、通年運行体制の確保に取り組みます。

港湾

港湾は都市と離島を結ぶ交流活動の拠点として重要な役割を担っており、鷺泊市街地のまちづくり整備事業と連携した港湾整備計画を推進するとともに、港湾環境の保全と基盤整備を図ります。

治山・治水・海岸保全

自然環境と調和した治山・治水・海岸保全事業を推進し、国土の保全を図ります。

河川・砂防

国・道と連携し、国有林内復旧治山・予防治山事業、砂防事業、民有林内山地治山事業を推進し、土石流などの災害対策に取り組み、荒廃している河川整備を図ります。

上下水道

上水道については、長期的な視野に立って水源の安定確保と水道施設の適正な維持管理を図り、安全で良質な水の供給に努めます。また、下水道については水洗化の普及と施設の良い維持管理に努め、衛生的で快適な暮らしと沿岸海域の水質保全に努めます。

廃棄物の処理

地球規模で環境問題が大きく取り上げられているなか、循環型社会の実現に向けて廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用及び適正処理に加え、環境に配慮したライフスタイルの変換等に努めます。

その中で、し尿処理は、下水道の普及率及び水洗化率の向上を図り、^{*}ミック

ス事業の導入を視野に置きながら、計画収集の徹底により施設の適正な管理と処理に努めます。また、ゴミ処理は、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進及び適正処理によりごみの減量化を促し、処理施設の延命に努めます。

墓苑の整備

墓地は将来需要に対応して造成するとともに、緑化等環境整備につとめ、火葬場の適正な管理を推進します。

交通機関

離島である本町にとっては、住民生活や地域産業経済活動において重要である海上交通、陸上交通、航空交通の総合的な交通体系の確保を図り、永続的な運行体制の確保と利便性の拡充に取り組みます。

情報・通信

高度情報通信基盤を活用した住民生活の向上や地域産業の活性化を図るため、総合的な地域情報化に取り組みます。また、個人のプライバシーを保護するための行政情報の保護と管理システムの整備に努めます。

交通安全・防犯

安全で安心な地域社会づくりを目指して、交通事故防止・犯罪防止対策を住民、警察など関係機関、各種団体と連携して取り組みます。

消防・救急・水難救済

消防施設・装備の充実強化と署員団員の技術の向上、防火思想の普及を図り住民の身体生命・財産を守る消防体制の推進をめざします。

救急業務については、救急隊員の資質向上や機資材の整備更新を行い、住民が安心して暮らせるよう取り組みます。

水難救済については、救命胴衣の着用・海難事故防止・安全操業意識の向上など啓発活動を推進します。

防災

利尻富士町地域防災計画に基づき、自然災害に備えるため住民や関係機関と連携協力して災害に強い体制づくりに取り組みます。また、災害時での広報・通信体制の整備を図るほか住民への防災意識の啓蒙や防災訓練を実施するとともに、防災施設・資材の計画的な整備を促進します。

(4) 明日をになう心豊かな人づくりと文化を育むまち（分野 教育）

生涯学習

子どもから大人まで、誰もが・いつでも・どこでも多様な学習機会を選択して、楽しく学ぶことのできる学習推進体制の充実を図り、その学習成果が住民一人ひとりの生き甲斐となり、生き生きとした活力ある町づくりの創造に結びつくよう努めます。

学校教育

児童生徒が自ら考え確かな学力と心豊かな人間性、一人ひとりの個性に応じた生きる力を育成するため、基礎・基本を確実に身につける教育を推進します。

また、家庭・学校・地域の連携により、住民から信頼される魅力ある開かれた学校づくりに努めます。

社会教育

関係団体との連携・協働を深め、既存社会教育施設の個性を生かしながら学習機会・情報の提供、学習相談体制の充実など学習環境づくりに努めるとともに、住民相互の人間関係が深まり心の通じ合う社会教育を推進します。

また、地域が豊かに発展していくためには、新しい時代を担う、心豊かでたくましい青少年の育成が大切であることから、子どもたちの自立を促し、他を思いやり、協調する豊かな心を育む様々な生活体験活動や自然体験活動など各分野にわたる健全育成事業を推進します。

学校給食

道産米をはじめ地場産食材を活用し、健康で安全安心な魅力ある給食内容の充実に努めます。また、食の教育を推進するため、栄養教諭による学校における食に関する指導に取り組みます。

歴史・文化

住民が心にゆとりと安らぎを持ち、芸術や文化を身近なものとして自主的に行う活動に対して、情報提供や活動施設の提供など、芸術文化活動の積極的な支援を推進します。

また、長い歴史の中で育んできた文化遺産を後世へ伝承するとともに、有効に活用します。

スポーツ・レクリエーション

体育施設の適切な維持管理を図るとともに、住民がいつでも・どこでもスポーツ・レクリエーションに気軽に参加し親しむことができる環境と機会の充実に努めます。

また、町体育協会・スポーツ関係団体との連携を深め、各種スポーツ大会、レクリエーション活動への支援を推進します。

(5) 住民参加と協働による健全な行政運営のまち（分野 協働・行財政）

町民との協働

地方分権時代に対応する新たなまちづくりにとって、住民・民間団体と行政が心を合わせ・力を合わせ・お互いが助け合える「協働のまちづくり」を推進することが、極めて重要な課題であり、最も必要であります。

「ふるさとの元気と輝きをもとめて」を推進するためにも、地域住民の方々にまちづくりに進んで参加・参画して活動をしていただき、互いの協力と連携がとれる環境整備に努めます。

行政運営

地方分権の進展や多様化する住民ニーズに的確に対応するため、職員の意識改革と能力の向上に努めるとともに、職員定数の見直しをはじめ、組織・機構の簡素化事務事業の効率化、民間活力の導入等を積極的に推進します。

財政運営

地方交付税の縮減など財政環境は大変厳しい状況にありますが、安定した自主財源の確保を図るとともに、経常経費の削減、「行財政集中改革プラン」の実施により財政基盤の強化に努め、健全で持続可能な財政運営を推進します。

広域行政

行政運営の効率化と経費節減のため、広域連合や一部事務組合・事務の共同など、広域事業を推進します。

市町村合併についても引き続き検討・協議をすすめます。

地方分権への対応

構造改革の進展に伴い、「自己決定」・「自己責任」の理念のもと、住民の多様な行政ニーズを的確に把握し、地域の特性に応じた個性あるまちづくりに取り組み、行財政の効率化と財政基盤強化を推進し、独自性の発揮をめざします。